

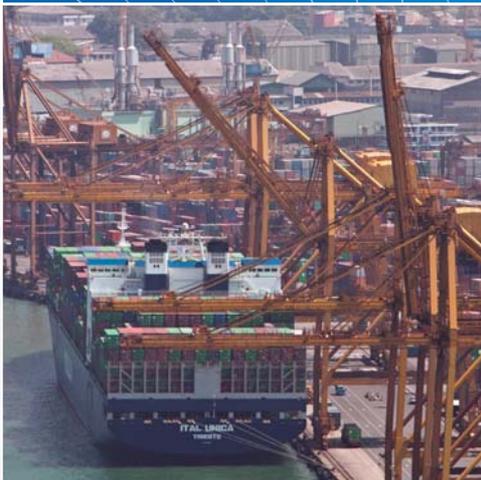
平成24年11月

債券内容説明書
証券情報の部



独立行政法人
国際協力機構

第16・17回国際協力機構債券



1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第 16 回国際協力機構債券及び第 17 回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（平成 24 年 8 月 1 日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年外務省令第 22 号）」等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。
5. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構
資金・管理部 市場資金課
電話番号 東京 03 (5226) 9279

手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等に対応して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

証券情報説明書等について

- 本証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、本証券情報説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 本証券情報説明書のご請求・お問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第108号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第2336号	○	○	○	○
野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第142号	○	○	○	○

目次

		頁
第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券（6年債）	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務（6年債）	6
3	新規発行債券（10年債）	7
4	債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	11
5	新規発行による手取金の使途	12
第二部	参照情報	13
第1	参照書類	14
第2	参照書類の補完情報	14

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（6年債）

銘 柄	第 16 回国際協力機構債券	債 券 の 総 額	金 10,000 百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各 債 券 の 金 額	10 万円	申 込 期 間	平成 24 年 12 月 10 日から 平成 24 年 12 月 25 日まで
発 行 価 格	額面 100 円につき 金 100 円	申 込 証 拠 金	額面 100 円につき金 100 円とし、払込 期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利 率	未定（年 0.20%～年 0.60% を仮条件とし、当該仮条件 により需要動向を勘案した うえで平成 24 年 12 月 7 日 に決定する予定。）	払 込 期 日	平成 24 年 12 月 26 日
利 払 日	毎年 6 月 26 日 及び 12 月 26 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	平成 30 年 12 月 26 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成 25 年 6 月 26 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 26 日及び 12 月 26 日の 2 回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第 3 項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。 		
償 還 の 方 法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本債券の元金は、平成 30 年 12 月 26 日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 		
担 保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「JICA 法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を平成24年12月7日付で取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成24年12月7日付で取得する予定である。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

- (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社みずほコーポレート銀行とする。
- (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
- (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
- (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 24 年 12 月 7 日締結予定の第 16 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
- (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

4. 期限の利益の喪失事由

本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
- (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 期限の利益喪失の公告

前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。

6. 公告の方法

- (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

10. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

11. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「2. 債券の引受け及び債券に関する事務（6年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほコーポレート銀行においてこれを取り扱う。

2. 債券の引受け及び債券に関する事務（6年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件 1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 5,000	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第17回国際協力機構債券	債券の総額	金10,000百万円
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	10万円	申込期間	平成24年12月10日から 平成24年12月25日まで
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円とし、払込 期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
利率	未定（年0.50%～年1.10% を仮条件とし、当該仮条件 により需要動向を勘案した うえで平成24年12月7日 に決定する予定。）	払込期日	平成24年12月26日
利払日	毎年6月26日 及び12月26日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	平成34年12月26日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成25年6月26日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月26日及び12月26日の2回に、各その日までの前半か年分を支払う。 2. 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 4. 償還期日後は、利息をつけない。但し、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）から別記「摘要」欄第3項に定める本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）への本債券の元利金にかかる支払が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。 		
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本債券の元金は、平成34年12月26日にその全額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日に繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限 その他の条項	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
		該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本債券について、当機構はR&IからAA+の信用格付を平成24年12月7日付で取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S&P」という。）

本債券について、当機構はS&PからAA-の信用格付を平成24年12月7日付で取得する予定である。

S&Pの信用格付は、発行体又は特定の債務の将来の信用力に関するS&Pの現時点における意見であり、発行体又は特定の債務が債務不履行に陥る確率を示す指標でも、信用力に対する保証でもない。またS&Pの信用格付は、証券の購入、売却若しくは保有を推奨するもの、又は債務の市場流動性若しくは流通市場における価格を示すものではない。

S&Pは信用格付の安定性を格付分析の重要な要素として織り込んだうえで、信用格付を付与している。しかしながら、信用格付はさまざまな要因により変動する可能性があり、その要因には、発行体の業績や外部環境の変化などが含まれる。

S&Pは格付分析を行う際に、信頼しうると判断した情報源（発行体を含む）から提供された情報を利用している。S&Pは、当初の格付分析又はサーベイランスのプロセスにおいて発行体やその他の第三者から受け取った情報について、監査、デュー・デリジェンス、又は独自の検証を行っておらず、またその完全性や正確性を立証する義務を負っていない。S&Pに提供された情報に、不正確な情報若しくは情報の欠落、又はその両方が含まれる可能性があり、実際に含まれる場合にはそれらが格付分析に影響を与えるおそれがある。

S&Pでは、本信用格付の分析に関し、格付意見に達するのに必要な水準を満たす品質の情報が十分に備わっていると考えている。しかしながら、S&Pによる発行体格付又は個別債務格付の付与をもって、S&Pが格付付与に際して利用した情報、又は当該信用格付若しくは関連情報の利用により得た結果について、その正確性、完全性又は適時性が保証されると見なすべきではない。

本債券の申込期間中に本債券に関してS&Pが公表する情報へのリンク先は、S&Pのホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要（スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社）」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>) に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

S&P：電話番号 03-4550-8000

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
3. 募集の受託会社
 (1) JICA 法第 32 条第 8 項に基づく本債券の募集の受託会社は、東京都所在の株式会社みずほコーポレート銀行とする。
 (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の平成 24 年 12 月 7 日締結予定の第 17 回国際協力機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から 5 営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 50 億円を超えない場合は、この限りではない。
 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の 1 か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
 (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に関係する事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 債券原簿の公示
 当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。
 ① 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 ② 当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。

10. 元利金の支払

本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等に従って、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。

11. 募入方法

応募超過の場合は、本募集要項「4. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄の引受人の代表者が適宜募入額を定める。

12. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程等に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほコーポレート銀行においてこれを取り扱う。

4. 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	百万円 5,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,500	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	
	計	—	10,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000 百万円	●百万円	●百万円

(注) 上記金額は、第 16 回国際協力機構債券及び第 17 回国際協力機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記差引手取概算額●百万円は、平成 24 年度中に、全額を JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

第二部 参 照 情 報

第1 参照書類

当機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

以下に掲げる書類については、当機構ホームページ

(<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>) に掲載されています。

「債券内容説明書 発行者情報の部（平成24年8月1日現在）」

第2 参照書類の補完情報

以下の内容は、上記に掲げた参照書類としての債券内容説明書 発行者情報の部（平成24年8月1日現在）（以下「発行者情報説明書」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、発行者情報説明書の作成日以後、本債券内容説明書 証券情報の部作成日（平成24年11月20日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項を含め、その全体を一括して記載したものであります。

1 対処すべき課題

(1) 当機構のビジョン・使命・戦略・活動指針

平成20年10月の再編後、当機構では、それまで別々の機関が実施していた技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に担うことになり、開発途上国の人々のニーズにより応じた質の高い国際協力を実現することが求められています。

当機構は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ取り組みます。そしてこのビジョンの実現に向けて、4つの戦略によって、4つの使命を果たしていきます。また、それらを遂行する上での活動指針を定めました。

■ビジョン：すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発

■4つの使命

使命1：グローバル化に伴う課題への対応

グローバル化の進展は、経済発展を促し、人々に新たな機会をもたらすというプラスの側面がある一方、富の偏在化や国境を越えた気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といったマイナスの側面があります。それらは、世界の資源に依存する日本を含む国際社会の安定と繁栄を脅かし、開発途上国ではより深刻な脅威となっています。当機構は、グローバル化に伴って途上国が直面する多様な課題の解決に、日本の経験や技術も活用しながら、国際社会と連携して総合的に取り組みます。

使命2：公正な成長と貧困削減

開発途上国の貧困層は、経済危機や紛争、災害などの影響に脆弱で、貧困が悪化するリスクにさらされています。また、貧富の格差の拡大は、社会の不安定要因になっています。人々が貧困から抜け出し、健康で文化的な生活を営めるようになることは途上国の発展のみならず、国際社会の安定にも不可欠です。貧困削減のためには、貧困層に配慮した公正な成長を通じた雇用機会の拡大や教育・保健などの公共サービスの強化が必要です。当機構は、途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図ります。

使命3：ガバナンスの改善

国家のガバナンスとは、その資源を効率的かつ国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような社会のあり方を意味し、その改善は途上国の安定的な発展に重要です。しかし途上国では法・司法制度や行政機構が脆弱（ぜいじゃく）なため、限定的な住民参加や不十分な行

政サービスの提供などの問題を抱えています。当機構は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供する制度の改善、それらの制度を適切に運用するための組織づくり・人材育成を支援します。

使命 4：人間の安全保障の実現

グローバル化の進展によって、国境を越えたさまざまな脅威が増大し、途上国の多くの人々が内戦、災害、貧困といった人道上の脅威にさらされています。「人間の安全保障」とは、ひとり一人の人間を中心に据えて、紛争、テロ、災害、環境破壊、感染症などの「恐怖」や、貧困、社会サービス・基礎インフラの欠如といった「欠乏」の脅威から保護し、自ら対処する能力を強化することで、尊厳ある生命を全うできる社会づくりを目指す考え方です。当機構は、社会的に弱い立場にある人々をさまざまな脅威から保護するために、社会・組織の能力強化と、人々自身の脅威に対処する力の向上を支援します。

■4つの戦略

戦略 1：包括的な支援

当機構は、技術協力・有償資金協力・無償資金協力という3つの援助手法を一体的に運用して、途上国の政策・制度の改善、人材育成と能力開発、インフラ整備を、有機的に組み合わせた総合的な支援を行います。また、複数の国にまたがる地域横断的な課題や、複数の分野にまたがる課題に、多様な援助手法と拡大した事業規模を生かして取り組みます。こうした包括的な支援を通じて、質と規模の両面で、より開発効果の高い国際協力を追求します。

戦略 2：連続的な支援

当機構は、多様な援助手法を組み合わせ、武力紛争や災害の予防から、発生後の緊急支援、早期の復興に向けた支援、そして中長期的な開発支援まで、継ぎ目のない連続的な支援を展開します。

また、開発途上国には、貧困層が多数を占める最貧国から、成長の軌道に乗りつつも格差拡大に悩む中進国まで、発展段階の異なる国があります。当機構は各国の発展段階に合わせた適切な支援を行うとともに、将来にわたって持続的に発展していけるよう長期的な視点で連続した支援を展開します。

戦略 3：開発パートナーシップの推進

当機構は開発途上国の最良のパートナーとなることを目指し、「現場」を重視して変化するニーズを的確に把握し、「成果」を重視して迅速かつ効果的に相手国の自助努力を後押しします。また、地方自治体、大学、NGO、民間企業などとの連携や、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアなどへの参加を促進します。さらに、国際協力のプレーヤーが増加し、途上国への支援が多様化している国際社会において、長年にわたる経験を持つ世界最大規模の援助機関としての責任を果たすべく、国際機関やほかの援助機関との連携を推進し、開発協力の枠組みづくりを主導します。

戦略 4：研究機能と対外発信の強化

開発途上国の開発課題をめぐる国際潮流は、グローバル化の進展や国際協力の新たなアクターの台頭などの状況の中で、大きく変化しています。当機構は「JICA 研究所」を設立し、事業の現場で得てきた知見を生かしつつ、内外の学識者との幅広い連携を図り、日本のみならず世界の国際協力に新しい知的価値を提供し、新たな開発潮流を主導すべく、研究機能と発信力を強化します。また、地域担当部や課題担当部でも援助実務を踏まえた調査・研究を積極的に展開します。

■活動指針

1) 統合効果の発揮

多様な援助手法を有機的に組み合わせることにより、「援助の迅速な実施 (Speed-up)」「援助効果の拡大 (Scale-up)」「援助の普及・展開 (Spread-out)」という統合効果を発揮します。

2) 現場主義を通じて複雑・困難な課題に機動的に対応

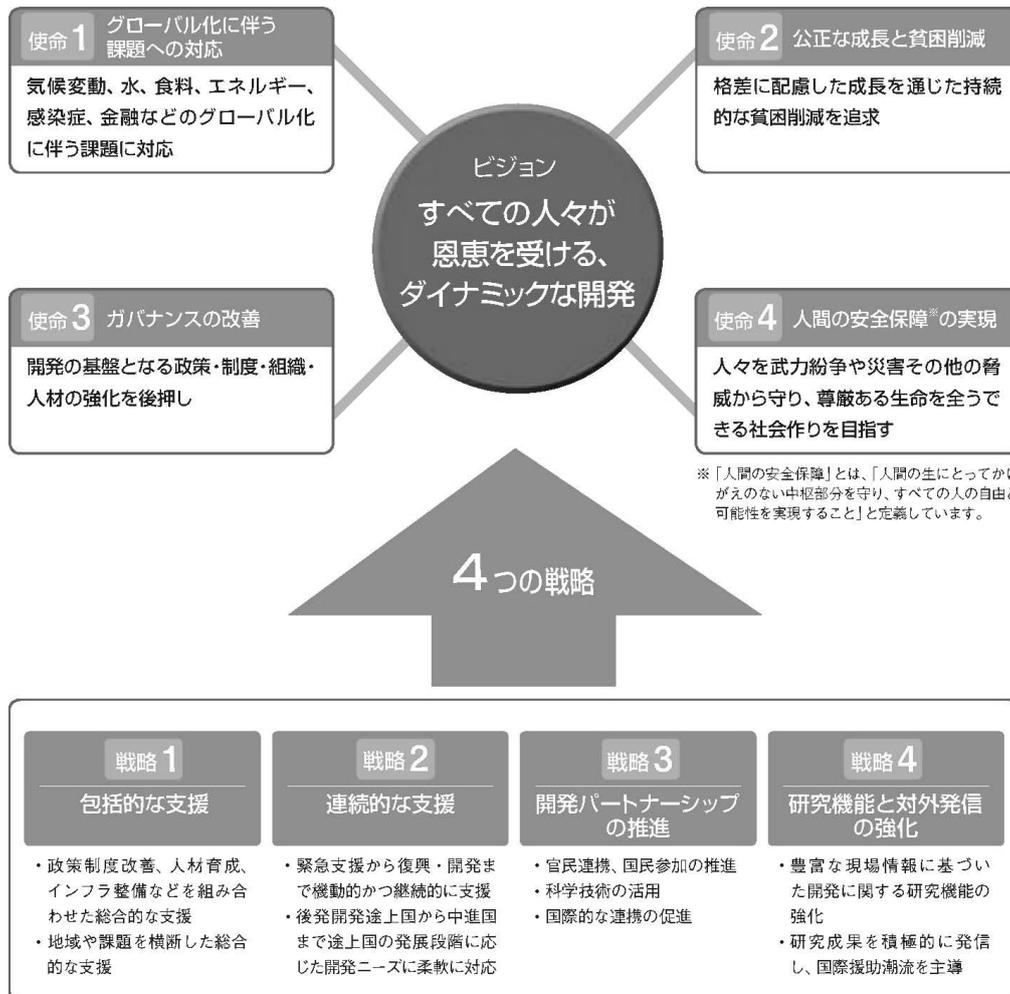
開発途上国の人々の目線でニーズを的確に把握し、現場中心の事業展開を図ることによって、複雑・困難な開発課題に機動的に対応します。

3) 専門性の涵養と発揮

国際協力の専門集団として、現場から得られた経験や知見を生かした専門性と発信力を発揮して、多様な開発課題に迅速かつ的確に対応します。

4) 効率的かつ透明性の高い業務運営

効率的で透明性の高い業務の運営と評価を通じて、不断の自己革新と合理化に取り組み、説明責任を果たします。



(2) ODA に関する政策目標・国際公約の遂行

当機構では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法を一元的に担う総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関として、首相官邸に設置されている海外経済協力会議及び外務省を中心として企画・立案される ODA を機動的かつ迅速に実施するよう努め、日本政府が掲げている ODA に関する国際公約の達成に向けて取り組んでいきます。

【参考】日本の ODA に関する主な国際公約

表明年月	国際公約	支援表明額	対象年
2009年7月	【G8 ラクイラ・サミット】 27 カ国及び国際機関で、3年間で 220億ドルの資金動員のコミットに同意。その中で我が国は、2010-2012年の3年間で、インフラを含む農業関連分野において少なくとも 30 億ドルの支援を行う用意があることを表明。	少なくとも 30 億ドル	2010～ 2012
2009年11月	【アフガニスタン支援】 早急に必要とされる約 800 億円の支援を行うと共に、これまでに約束した総額約 20 億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009年から概ね5年間で、最大約 50 億ドル程度までの規模の支援（アフガニスタンの治安能力の向上、再統合・和解への支援、持続的・自立的発展のための民生支援）。	最大約 50 億ドル	2009～ 2014
2009年11月	【日本・メコン地域諸国首脳会談】 メコン地域諸国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）全体に対して今後3年間で合計 5,000 億円以上の ODA による支援を実施。 ・ハード及びソフトの両面での総合的なインフラ整備、官民の協力・連携強化 ・環境・気候変動、脆弱性克服といった分野での協力の促進 ・域内格差の是正	5,000 億円 以上	2009～ 2012
2009年12月	【気候変動枠組条約第 15 回締約国会議（COP15）】 温室効果ガスの排出削減など気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、2012 年末までの約3年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル）、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル）の支援を実施していくことを決定（途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」）。	ODA 含め 1 兆 3,000 億円	2009～ 2012
2010年9月	【ミレニアム開発目標（MDGs）国連首脳会合】 菅総理大臣より、保健分野・教育分野の MDGs の達成に貢献すべく、保健分野では特に母子保健、三大感染症、新型インフルエンザを始めとする国際的脅威への対応、を三つの柱として集中的に支援し、教育分野では疎外された子どもや紛争国を含む世界中の子供たちが教育を受けられるよう支援していくことを表明。	85 億ドル （保健 50 億ドル 教育 35 億 ドル）	2011～ 2015
2010年10月	【生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）】 菅総理大臣より、生物多様性について、途上国が国家戦略を策定し、実践していく取組を支援するため「いのちの共生イニシアチブ」を立ち上げ、2010 年から 3 年間で 20 億ドルの支援を行うことを表明。	20 億ドル	2010～ 2013
2011年9月	【第 66 回国連総会】 野田総理大臣より、①南スーダンの国づくりと地域の平和定着のための支援、②「アフリカの角」への更なる人道支援、③「アラブの春」が起きている中東・北アフリカの改革・民主化努力を支援するための総額約 10 億ドルの円借款実施を表明。	10 億ドル	2011～

2012年 4月	【第4回日本・メコン地域諸国首脳会議】 野田総理大臣より、インフラや基礎生活分野などの社会基礎整備に引き続き重要な役割を果たす ODA について、日本より、来年度以降 3 年間で円借款、無償協力資金、技術協力を活用し、約 6,000 億円の支援を実施することを表明。	6,000 億円	2013～ 2015
2012年 6月	【国連持続可能な開発会議(リオ+20)】 玄葉外務大臣より、持続可能な開発を実現するための「緑の未来」イニシアチブとして、①環境未来都市の世界への普及、②世界のグリーン経済への貢献、③強靱な社会づくりへの取り組みを発表。今後 3 年間で環境・低炭素技術導入に 30 億ドル、総合的な災害対策に 30 億ドルの支援を実施することを表明。	60 億ドル	2012～ 2015
2012年 7月	【アフガニスタンに関する東京会合】 玄葉外務大臣より、アフガニスタンに対し、①アフガニスタンの人口の約 8 割が従事する農業、②地域協力という観点からも重要なインフラ整備、③国造りの原点である人づくりといった経済社会開発分野の支援を行うべく、2012 年より概ね 5 年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約 30 億ドル規模の支援を行うことを表明。	最大約 30 億ドル	2012～ 2016
2012年 10月	【ミャンマーに関する東京会合】 城島財務大臣より、円借款の延滞債務解消のための措置を、来年1月に実施すること、及び来年のできるだけ早い時期に、新たな円借款による本格的な支援の再開を予定していることを表明。	-	-

また、平成 24 年 7 月 31 日に閣議決定された「日本再生戦略」においては、日本再生のための具体策について、11 の戦略と世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化のための施策が記述されています。就中、当機構業務に関連する項目としては、グリーン成長戦略、中小企業戦略、アジア太平洋経済戦略、人材育成戦略及び世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化において、当機構の役割が期待されています。

なお、「日本再生戦略」の内容は、国家戦略室のホームページで公表されています。

・国家戦略室 <http://www.npu.go.jp/saisei/index/html>

また、平成 22 年 2 月より、岡田外務大臣の指示の下、外務省内に設けられたタスクフォースを中心に、政府開発援助（ODA）のあり方に関する検討が行われ、明確な理念の打ち出し、重点分野の絞り込み、日本の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を結集した開発協力、戦略的・効果的な援助、国民の理解と支持の促進、開発資金の動員、ODA 大綱の改定を論点とする最終とりまとめが「開かれた国益の増進—世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる—」として平成 22 年 6 月に公表されました。有償資金協力については、「6. 戦略的・効果的な援助の実施」において、「外貨建て借款の検討」「中進国向け円借款の対象分野の拡大」「パッケージ・インフラ支援への取組」「ODA 卒業移行国向け円借款の導入」「円借款プロセスの迅速化」を図るとされています。当機構については、「10. 企画立案機能と実施体制（JICA）の強化」において「外務省（政策）と JICA（実施）の役割分担の徹底」、「事業構想力の強化」、「案件形成・実施能力向上のため機動力のある実施体制を整備」、「国民の理解と支持を得られる強靱で開かれた JICA への刷新」を図るとされています。現在、日本政府とも協力しつつ、これらの課題に対する取り組みを進めております。

(3) 独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月24日に、横断的な見直し事項及び当機構を含む個別法人の組織・業務に関する見直し事項をとりまとめた「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。当機構は、第2期中期計画の下で、横断的な見直し事項及び機構にかかる個別の見直し事項について着実に取り組みを行い、その結果について毎事業年度の業務実績において報告してきています（以下の機構にかかる見直し事項の全てについて実施済み）。

また、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」「3. 関連事項(1)」では、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。（中略）なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。」とされており、これを受けて、当機構は引き続き同計画で定められた事項を実行しているところです。

【独立行政法人整理合理化計画：国際協力機構にかかる見直し事項】

国際協力機構	事務及び事業の見直し
	【海外移住に対する援助、指導等業務】 ○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。 【国民等の協力活動の促進及び助長業務】 ○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。
	組織の見直し
	【支部・事業所等】 ○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。 ○海外の19事務所について、平成20年10月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。 ○ポリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。 ○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。
	効率化・自律化
【業務運営体制の整備】 ○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。 【自己収入の増加】 ○他機関が招へいた研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。 【保有資産の見直し】 ○平成23年度末までに、保養所を売却する。 ○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。	

(4) ディスクローチャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(5) 環境ガイドライン

当機構は、平成 22 年 4 月 1 日付で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「新環境社会配慮ガイドライン」という。）を公布のうえ、平成 22 年 7 月 1 日より施行し、同日以降に要請を受領した案件に適用しています。なお、同日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（平成 14 年 4 月制定）及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（平成 16 年 4 月制定）を適用しています。

新環境社会配慮ガイドラインにおける主な改訂点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらにより、JICA 業務に対応した、より質の高い環境社会配慮の実施を行うと共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

2 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は平成 24 年 11 月 20 日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化等により債権の回収が不可能又は困難になり損失を被るリスクです。融資を中心とする有償資金協力では本質的なものです。有償資金協力が行っている海外経済協力のための金融はその性格上、外国政府・政府機関向けのものが大宗を占めることから、与信に伴う信用リスクとしてソブリンリスク（外国政府等与信に伴うリスク）の占める割合が大きいことが特徴となっています。

当機構では公的機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソブリンリスクを評価しています。

また、当機構の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものです。この国際収支支援の中で、債務国は IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

(i) 信用格付

当機構では、信用格付を制度化しており、原則としてすべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。信用格付は当機構のリスクプロファイルを踏まえて適時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

当機構では、信用リスクを管理し、償却・引当を適時適切に実施するため、金融検査マニュアルを参照し、当機構の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定、及び監査部門による監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当機構における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当機構の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

(iii) 信用リスク計量化

当機構では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化にも取り組んでいます。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソブリンリスクを伴った融資が大宗という民間金融機関には例を見ない当機構のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当機構独自の信用リスク計量化パラメータを適用のうえ、信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利等の変動により保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、有償資金協力においては貸付期間が最長で40年に及ぶという融資の長期性に伴う金利リスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることにより金利リスク吸収力を高めています。さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先にかかる市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価および信用状態の常時把握等により管理し、必要に応じて担保を徴求しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは当機構の信用力の低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少等により、資金繰りが困難となる資金繰りリスク及び市場混乱等により市場において適正な価格での取引が困難となり損失を被る市場流動性リスクです。

(資金繰りリスク)

当機構は預金受入を実施していないこと、資金調達は長期政府借入、債券発行が中心であり償還期日・償還額がほぼ確定していること、融資は長期貸付であり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、預金受入や短期貸付の多い民間金融機関と比べ資金収支に関する不確定要素は限定的と考えられます。

(市場流動性リスク)

市場の混乱等により、当機構の資金調達が困難となる若しくは市場取引においてプレミアムが要求されるような事態が生じた場合、当機構の資金調達費用が増加する可能性があります。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当機構においてはオペレーショナルリスクは事務にかかわること、システムにかかわること、内外の不正等により発生するもの、その他のリスクとしています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実およびシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所を監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員および関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、半期に一度、役員等から委員が構成されるコンプライアンス委員会を実施しています。委員会では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、独立行政法人通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 不要財産の国庫返納について

平成 22 年 5 月 21 日、不要財産の国庫返納を義務付ける独立行政法人通則法の一部を改正する法律が国会で可決成立し、同年 11 月 27 日から施行されました。また、同年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、下表のとおり、不要財産の国庫返納を含む措置について定められています。このため、当機構の財産が、不要財産に該当すると判断された場合には、当該財産の国庫返納が求められます。

なお、当機構は、平成 23 年 6 月、平成 24 年 2 月及び同年 9 月に、不要財産に該当する財産（計 2,616 百万円）を国庫納付しています。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

平成 21 年 11 月、平成 22 年 4 月～5 月、平成 22 年 11 月の 3 回、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、また、平成 22 年 6 月、外務省の行政事業レビューが行われ、当機構の予算・事業も対象となりました。事業仕分け及び行政事業レビューでは、当機構が行う事業自体の重要性は認められつつも、経費節減などの効率化が求められました。

平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された上述「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（事業仕分け及び事業レビューの議論を踏まえ、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめたもの）において、各法人は「本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要」とされており、当機構では日本政府とも協議しつつ、本基本方針に沿った事務・事業の見直しを行っており、取組状況を公表しています（後掲『Ⅲ 資産・運営の見直しについて』に係るフォローアップ調査様式（様式 1））をご参照。

公表ページ http://www.jica.go.jp/information/info/2012/20120831_01.html

また国内拠点機能の合理化等を目的に平成 24 年 4 月 1 日に国内拠点の再編を実施致しました。

(iii) 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」について

平成 24 年 1 月 20 日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定されています。このうち、「各独立行政法人について講ずべき措置」として、当機構については以下のとおり記載されています。

【国際協力機構】

○ 国際業務型の成果目標達成法人とする。なお、有償資金協力業務については金融業務型のガバナンスを適用する。

○ 本法人（当機構）と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所については、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するとともに、当該法人の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう、機能的な統合を進めることとし、特に、3 法人以上の海外事務所が設置されている都市については、速やかに作業に着手し、本年度中に方向性について結論を得る。その他についても、機能的な統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

なお、当該閣議決定の全文については、行政刷新会議のホームページで公表されています。

・行政刷新会議 <http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/contents/03/dokuhou.html>

また、上記閣議決定を踏まえ、関係省庁（外務省、経済産業省、国土交通省（観光庁））及び各法人からなる実務者会合が設置され、検討結果として、報告書「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」及び「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終取りまとめ」が、それぞれ、平成 24 年 3 月 30 日付及び同年 9 月 7 日付で 3 省庁のホームページで公表されています。

・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/index.html>

・経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/index.html>

・国土交通省 http://www.mlit.go.jp/kankocho/kouhou/news_2012.html

(iv) 独立行政法人通則法の改正法案について

独立行政法人通則法については、平成 24 年 5 月 11 日に改正法案が閣議決定され、同年 11 月現在衆議院で審議中です。

同法案の概要は以下のとおりです。

<p>独立行政法人制度改革関連法案のポイント 平成 24 年 5 月 内閣官房行政改革推進室 改革の方針 無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させるため、現行独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな行政法人制度を構築 ○事務・事業の特性に着目したガバナンスを導入 ○新たな法人制度にふさわしい規律を整備</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律案 ○「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設 ○「行政法人」を、法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等に着目し、「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類</p> <p>1. 組織規律 ・主務大臣に法人の違法行為の是正命令権を付与 ・監事・会計監査人の調査権限を付与 ・適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明記 ・役員任命に当たり原則として公募を実施 ・役職員の再就職規制を導入</p> <p>2. 財政規律 ・運営費交付金の適切な使用に係る責務を明記</p> <p>3. 一貫性・実効性のある目標・評価の仕組み ・政策責任者たる主務大臣が、法人の目標設定から評価まで一貫して実施 ・中期目標期間終了時に法人の存廃を含め業務・組織を全般的に見直し</p> <p>4. 国民目線での第三者機関のチェック ・総務省に行政法人評価制度委員会を設置（委員は内閣総理大臣任命）。 委員会は、中期目標・評価、中期目標期間終了時の見直し内容等を点検（主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申）</p> <p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 ○上記法案の施行に伴う関係法律（約 350 法律）の規定を整備</p> <p>施行日 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日 （平成 26 年 4 月 1 日を予定） ※個別法人の統廃合等を含む個別法の改正法案についても、来年の通常国会に提出し、同日の施行を予定。</p>
--

なお、詳細については、内閣官房のホームページで公表されています。

・内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/houan/index.html>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<p>所管府省名 外務省</p> <p>法人名 国際協力機構</p>	
(平成24年7月1日現在)	
基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</p>	
<p>1. 不要資産の国庫返納</p>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○【施設整備資金】平成23年度中に、広尾センターの機能移転、大阪センターの移転等による経費のうち資本的支出にかかる必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、23年度決算確定後速やかに国庫納付する(約15億円を国庫納付予定)。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○【勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館】勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入札を実施し、売却処分を行い(22年度に実施済)、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済(23年6月)。</p> <p>○【広尾センター】24年度以降の国庫納付及び市ヶ谷施設への機能移転について決定済(24年9月を目処に移転予定)。移転方針を策定し、広尾の閉鎖に向けた作業及び市ヶ谷における改修工事に着手済。</p>
<p>○ なお、基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、買付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 個別に措置を講ずべきとされた施設等のほか、現状で不要な資産は保有していないと考えているが、今後とも、不要な資産の有無のチェックを行っていく。</p>
<p>2. 事務所等の見直し</p>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○【ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止】ODA卒業国となったサウジアラビア事務所は23年3月末に閉鎖。現在、対象国なし。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>-</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○22年11月10日に外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画(移転・新設の場所・時期)を共有、情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について22年度中に合意。これにより、22年度中に実施すべき必要な措置を講じた。</p> <p>○さらに、前回措置済とするにあたっての新たな指摘事項である「具体化に向けての更なる取り組み」を念頭に、24年1月20日に閣議決定された「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所の機能的な統合に関する関係省庁・独立行政法人の事務所に参加。現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、ワンストップサービスを実現するための機能的な統合の在り方につき、24年夏までに結論を得るべく、個々に検討を行っている。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○【麻布分室の処分】入札の結果、売却契約を締結し、決済・移転登記済(24年3月)。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○【国際センター】大阪・兵庫は、24年4月に関西国際センターとして統合し業務を開始(5月中旬に兵庫に完全移転済)。北海道2拠点については地元との調整を経て、24年4月に北海道国際センターとして改編(組織統合)。東京・横浜についても、あり方について検討を行う。</p> <p>○【区分所有の保有宿舎】22年度処分計画戸数51戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の譲渡に要した費用の額のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済(23年6月)。23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続きを完了し、国庫納付済(24年2月)。24年度以降3年間で残り全ての区分所有の保有宿舎(100戸)の処分を完了予定(24年度34戸、25年度33戸、26年度33戸)。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p>	
<p>① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約等見直し計画の着実な実施を図る観点から、以下の取り組みを実施済。</p> <p>1. 競争性のない随意契約に係る網羅的点検</p> <p>契約監視委員会において競争性のない随意契約の妥当性を網羅的に点検。約1割の契約について競争性のある契約への移行が提言された。残りの9割は以下のとおり。</p> <p>(1) 契約取引の対象とすることがふさわしくないもの(1割)</p> <p>国際約束等により相手国政府機関と協働で実施することが前提となっている第三国研修等</p> <p>(2) 引き続き競争性のない随意契約とせざるを得ないもの(8割)</p> <p>事務所の賃貸借契約及び付随する契約、上下水道料金等、安全対策アドバイザー等の特定の情報の提供を求める契約、システムの運用・保守・改修等、本邦での技術研修で委託先が特定されるもの、市場の整っていない海外での契約で相手方が限られているもの。</p> <p>2. 競争性の向上</p> <p>(1) 事務補助、建物管理等業務に係る委託契約は、原則、競争入札を導入。</p> <p>(2) 技術協力に係る研修事業の委託契約に公募(参加意思確認公募)を導入(23年度までに307件)。</p> <p>(3) 海外における物品購入等において、見積競争及び競争入札への移行を推進し、海外における競争性のない随意契約の割合を50.0%(20年度)から19.3%(23年度)に低減。</p> <p>(4) コンサルタント等契約(企画競争)については、競争性向上の観点から、以下の制度改善を行った。</p> <p>ア 登録制度廃止</p> <p>・ 機構独自の登録制度を廃止し、国の制度(全省庁統一資格)を準用する制度とした。</p> <p>イ 公告期間の改善(業務実施契約)</p> <p>・ 公示から開心表明までの期間を7日間から9日間に延長し、プロポーザル作成期間を大型案件等では2週間から3週間に延長した。</p> <p>ウ プロポーザル作成の負担軽減</p> <p>・ プロポーザル提出時、全ての団員の確定ができずプロポーザルが提出できないケースがあったことから、評価対象従事者数を原則最大3名としたうえで、それ以外の従事者は業務開始前までに確定すればよいこととした。</p> <p>・ 国内技術者の積極的な活用のため、プロポーザル評価時に国内経験を考慮し、語学証明書の必備を撤廃した。</p> <p>・ プロポーザル作成時点で、業務主任者の配置期間を具体的に明示することができず、応募を断念するケースが多いことから、業務主任者と副業務主任者とがグループとして業務管理する制度を導入し、プロポーザル作成時における要員配置の要件を柔軟化した。</p> <p>・ 業務期間が重複する複数の案件への応募は不可としていたが、役務提供契約及び業務実施契約簡易型では、業務期間が重複しても2案件まで応募することを可能とした。</p> <p>エ 開心表明書の提出については平成23年7月1日より廃止した。</p> <p>23年度実績</p> <p>(金額ベース(単位:千円)):一般競争等 1,132億円(91.6%)、競争性のない随意契約 103億円(件数ベース(単位:件)):一般競争等 4,096件(83.4%)、競争性のない随意契約 815件(16</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、機構のホームページに公表した。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要があります。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○「密接な関係にあると考えられる法人との契約の情報公開」のための制度を整備し、22年11月以降の契約に適用した。具体的には、機構において役員を経験した者が再就職している法人又は機構において課長相当職以上の職位を経験し、かつ受注者の取締役である者が存在する法人との契約にあつては、受注者の名称及び事業概要、当該在職者の氏名、受注者における役職及び機構における最終役職並びに直近の会計年度における発注者との取引高をホームページ上に公表（22年度に開始済）。</p> <p>さらに23年6月に行政改革推進室から統一の指針及び見直し基本方針別表が示されたところ、これらを踏まえた制度を整備し、公表を実施中。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○【財団法人日本国際協力センターの内部留保】財団法人日本国際協力センターは、研修・監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受託事業に係る「実費弁償による事務処理の受託等」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、同申請により課税対象外とされていた19年度以降の受託事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した（23年2月）。</p> <p>○各関連公益法人から、内部留保の額、内部留保が形成された経緯、内部留保の使用計画を踏まえた不要額の有無について聴取した（23年度）ところであり、内容を精査の上、国費の負担軽減に資するよう可能な措置を講ずるよう努めることとしている。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○政府での統一的な検討結果を踏まえ、共同調達等の導入可能性を検討するため、他機関へのヒアリングを行う。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）の別表に基づき、「海外移住資料館の管理・運営業務」及び「国際協力人材センターに係る業務」に民間競争入札（市場化テスト）を導入してきており（評価対象期間：21年度から23年度）、両案件とも所定の評価指標を概ね達成するとともに、経費の削減を実現した。官民競争入札等監理委員会の事業評価の審議においても、確保されるべき質を達成できたとの評価を受け、公共サービス改革基本方針において24年度以降も民間競争入札対象案件とすることが閣議決定された。</p> <p>○また、公共サービス改革法対象事業の選定において、「コンピュータシステム運用支援業務」及び「ボランティア事業支援4業務」を候補事業として提出した。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○「公共サービス改革プログラム」（23年4月）において指摘されている「競争性・透明性の確保」について、23年度より以下の取り組みを進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札・応募や実質的な競争性の確保にかかわる、第三者（契約監視委員会）における点検・審議と、制度改善。 ・競争性のない随意契約について、これまでの契約監視委員会での点検・審議結果を踏まえたガイドラインの作成。 ・コンサルタント等契約の企画競争について、外部審査委員会制度の導入。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。</p> <p>○第2期中期計画の最終年度（23年度）までの目標（地域・学歴割合109.8）を22年度に達成済みであり、23年度も達成した（同106.5）。引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴割合の対国家公務員指数の引き下げに努める。</p> <p>○平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、必要な措置を講じた。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○勤務地限定・職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。</p> <p>○第2期中期計画の最終年度（23年度）までの目標（地域・学歴割合109.8）を22年度に達成済みであり、23年度も目標達成した（同106.5）。引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴割合の対国家公務員指数の引き下げに努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省及び機構のホームページに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○監事監査、独立評価委員会において人件費総額の削減状況、対国家公務員指数の引き下げにつきチェックが行われている。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく、広尾センター及び本部機能の一部の市ヶ谷施設への移転統合につき決定済（24年9月を目途に移転予定）。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利費については、互助組織への拠出を廃止した。</p> <p>○給与振込経費は必要最小限に抑えている。</p> <p>○職員の諸手当については、国家公務員に無い手当は支給していない。</p> <p>○海外出張旅費は国家公務員に準拠している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等については、事業実施段階において、事業（プロジェクト）計画に基づき所要額の見積りを行っており、必要な経費を積算段階から精査し、透明化、合理化を図っている。</p> <p>○予定価格積算の考え方を整理し、関連規程を改定した（23年度）。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○内部監査について、組織の内部統制及びコンプライアンスへの取り組み等を重点として監査を行っている。23年度の本部・国内機関・海外拠点を対象とする内部監査において、重大な法令違反あるいは事務過誤、重大なリスクの見落としや内部統制上の欠陥はみられなかったと報告されている。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 本法人は、検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等により自己収入を得る事業は実施していない。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 国際協力を行うNGO等に対して配慮しつつ、寄附の増加に努めている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ JICA研究所の研究成果については、政策研究の成果として無償で国内外に提供することを想定しており、基本的に出版等による収益を見込んでいるものではないが、有償での出版、寄稿・講演等の機会があれば可能な範囲で実施している。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 外務省に新たに設置された「開発協力適正会議」は、財界・経済界、学界、言論界、NGO等からの専門家から構成され（外務省及びJICAからも出席）、協力準備調査開始前の個別事業を対象に過去の教訓等が活かされているか等の助言を得るものとして、23年10月の第1回以降、5回開催。本会議の設置を通じて、案件形成段階で第三者の関与を得ることで、事業のより一層効果的な実施と透明性の向上を図っている。今後は、特に計画段階において、可能な限り数値等を用いて運用効果の目標設定を行い、評価結果の客観性の一層の向上を図る。 ○ 機構の事業において外部有識者による第三者評価等の外部評価を行っている主な事例は次のとおり。 ・課題別研修：課題別研修の新規・更新案件にかかる検証のため、課題別研修第三者検証委員会を19年度に設置済。 ・研究：研究課題等の選定に反映させる評価システムの確立を目指し、第三者評価委員会を23年5月に設置済。 ・草の根技術協力（草の根協力支援型・草の根協力パートナー型）：提案団体から提出された事業提案について外部有識者等のコメントを踏まえ採否を決定。 ・事業評価：一定規模以上の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事後評価は外部評価により実施。事業評価外部有識者委員会を22年7月に設置済。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 22年9月からホームページ上に評価報告書の検索機能を構築、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価教訓・提言等を積極活用できるよう情報蓄積と公開を行っている。また、22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を含む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている。

<p>外部有識者5名およびオブザーバーとして関係府庁（外務省、文科省、厚労省、経済産省）を招いた「JICAポラントニア事業実施のあり方検討委員会」を設置し、事業の実施の方向性を検討するために委員会を5回開催した。また同時並行的に以下の見直しを実施した（22年度に実施済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国庫に大使館、機関（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関で構成される「現地ODAタスクフォース」にて協議を行うなど、案件審査体制を強化した。また、要請から派遣までに地方機関の要請内容に変更等がないか、現地で発生する定型的な現地の意思確認を強化した。 ②資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な要件の募集を行わないこととし、従来は求められる資格、能力等がわかりにくい点に、専門的知識・能力又は実務経験を、エイズ対策、環境教育の案件は、活動に求められる資格や能力等を募集要件に詳細に記載することとした。 ③22年度に生花、織物、文化、パレシエの文化交流職種を廃止した。24年度に職種の見直しを行い、一部職種の名称変更や分離・統合を同年秋秋学期の派遣についてには、必要性を総合的に十分検証し、必要に応じて見直しを行う。 ④経済発展の進む国への派遣については、必要性を総合的に十分検証し、必要に応じて見直しを行う。 ⑤外務省が発案したポラントニア事業が発表されたポラントニア事業の発表（23年8月）。 	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組みるとともに、相手国の派遣申請と不適合を解消するたため、派遣活動、隊員の活動履歴等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制強化について具体的な取組を推進・検証し、派遣活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な要件の募集を行わない。 ・経済、社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的案件的募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組みるとともに、相手国の派遣申請と不適合を解消するたため、派遣活動、隊員の活動履歴等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制強化について具体的な取組を推進・検証し、派遣活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な要件の募集を行わない。 ・経済、社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的案件的募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 	<p>国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）</p>
<p>紙媒体の募集資料（募集要項や事業概要パンフレット）について、記載内容の簡素化を図り、ページ数を削減した。また、ウェブサイトに掲載した募集要項を簡素化した（22年度に実施済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集説明会の回数について、青年海外協力隊とシニア海外ボランティアの募集説明会の合同化等により22年度の実績539回から約55%の削減を図り、23年度は247回の計画とした。また、集客の国内機関の利用回数を約21%増加させ、22年度の実績48回から約23%の削減を図り、23年度は約23回の計画とした。これらの結果を踏まえた23年度の会場借用代等の経費実績は、当初の節減見込と約4千万円であった。 ・受給者への旅費支給方法を次のとおり見直し（23年度募集から適用）。 <ul style="list-style-type: none"> ・東京、神奈川、千葉、埼玉からの二次試験受験者は全て自己負担。 ・沖縄及び鹿児島については、領収書と半分の提出を以て航空運賃の2/3を補助。 ・その他は、現住所のある県庁所在地から東京駅までの鉄道運賃の2/3を補助。 ・なお、22年度から、宿泊費については支給せず、希望者に対しては集客の国内機関での宿泊を認めている。 ・さらに、24年度シニア海外ボランティア秋学期からは二次試験の集客の国内機関での実施を予定しており、更なる見直しに努める。 	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組みるとともに、相手国の派遣申請と不適合を解消するたため、派遣活動、隊員の活動履歴等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制強化について具体的な取組を推進・検証し、派遣活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な要件の募集を行わない。 ・経済、社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的案件的募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減</p>	<p>国内積立金の効果的な見直し</p>
<p>国内積立金の効果的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内積立金制度を廃止し、新たに本部支出対応手当（帰国初期手当、帰国社会復帰手当）で構成される国内手当制度を構築し、ポラントニアの取組に合わせた支給の可否を決定することとした（22年度に実施済）。この結果、22年度中に派遣した国際協力隊員の手当、22年度中に帰国した約250万円であったが、23年度から派遣された国際協力隊員の手当、その対象者中に応じて、支給総額は140万21万円と減少した。予算削減総額は、22年度の派遣総額が23年度まで減少したため、23年度は約2.1億円、半々化された23年度には約0.9億円と試算される。支給額の適正な水準が確保されるよう、継続して見直しを行う。 	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組みるとともに、相手国の派遣申請と不適合を解消するたため、派遣活動、隊員の活動履歴等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制強化について具体的な取組を推進・検証し、派遣活動の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格、専門的知識・能力又は実務経験が不要な要件の募集を行わない。 ・経済、社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的案件的募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な削減</p>	<p>国内積立金の効果的な見直し</p>
<p>草の根技術協力事業の実施効果を進めるために、「評価スキーム見直しタスクフォース」を設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価スキーム見直しタスクフォースで進められた事業の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな採択内定団体の導入を23年度下期に試行的に実施し、24年度から本格的に導入した。 	<p>草の根技術協力事業の実施効果を進めるために、「評価スキーム見直しタスクフォース」を設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価スキーム見直しタスクフォースで進められた事業の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな採択内定団体の導入を23年度下期に試行的に実施し、24年度から本格的に導入した。 	<p>草の根技術協力事業の実施効果を進めるために、「評価スキーム見直しタスクフォース」を設置し、事業改善のための検討を行った（22年度に実施済）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価スキーム見直しタスクフォースで進められた事業の拡充、採択内定団体への事前説明会、実施中案件のモニタリングの改善、新たな採択内定団体の導入を23年度下期に試行的に実施し、24年度から本格的に導入した。 	<p>海外移住者に対する支援</p>
<p>海外移住者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外移住者への支援を目的に実施してきた職業普及事業を廃止する。 ・日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業継続を見直す。 	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた職業普及事業を廃止する。 ・日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業継続を見直す。 </p>	<p>海外移住者への支援を目的に実施してきた職業普及事業を廃止する。 ・日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業継続を見直す。 </p>	<p>海外移住者に対する支援</p>
<p>災害援助等協力</p>	<p>国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施</p>	<p>国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施</p>	<p>人材養成確保</p>

調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施		協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続に停止を含めて早直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係見直し」に再掲。）。	2a	項目02に同じ。
11	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用促進	23年度から実施	研究活動に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。	2a	・学務修繕費、国際機関修繕費など5名からなる第三者評価委員会を23年に立ち上げ、これまで2回開催した。委員会の設置経緯・運営（詳細は研究研究所「ポグナート」を添付）、研究活動における企画・予算部門との連携の経緯・強化などについて対応。今後、提言事項について適切な対応措置を講じていくとともに、引き続き定期的に評価を受けて研究所運営に反映させていく。 ・アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を推進中。 ・研究活動連携については、引き続き内外との共同研究を実施する過程で強化していく方針。特に世界銀行、国連開発計画（UNDP）等国際機関との連携の形に強い影響を与えている機関との取り組みを積極的に推進する。これまで世界銀行とは気候変動などに関する共同研究を行い、また、世界銀行の「世界開発研究報告書」に対し基礎資料を提供した。英国アルファベータ研究所とは、韓国（ODA）とともに閉鎖型結果に関する共同研究を行い、OECD開発援助委員会（DAC）報告書において七篇を行なったほか、成果を英文書籍として発行。コロコロンとアジアと共同研究の成果を出版し、国連本部でシンポジウムを開催。UNDPとは「人間開発報告書」に関するアジア地域コンサルタント・リポートを共同推進し、同報告書に列して提言を行った。今後は「人間開発報告書」のアドバイザリー・パネルへの参加も引き続き強化していく。
調査・研究 (研究)				2a	・22年9月からホームページ上に評価報告書の請求機能を開発、公開しており、案件立案・形成に際して関係者が評価依頼・提言等を積極活用できるような情報発信と公開を開始した（22年度実施済み）。また、23年度は英文版事後評価報告書の請求機能も構築した。プロシエントを実施した国のみならず他国の実施機関関係者や他トナーなどが評価情報を容易に参照できるよう利便性を高めた。さらに、22年10月に立ち上げた「ODA見える化サイト」において、事業評価を営む事業情報を公表し、説明責任の徹底を図っている（プロジェクト掲載枚数：910件（24年6月18日現在））。
12	附帯事業等の効率的実施	23年度から実施	広帯事業の効率化を図るため、開発協力の実績や具体的な業務を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効果的に実施する。	2a	・国際協力や評価に関する外部専門家等が構成される事業評価外部有識者委員会を通じ、評価の質の向上、評価結果の着実なフィードバックの方法等につぎアドバイスを受けた（23年度は2回実施）。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
13	区分所有の保有宿舍	区分所有の保有宿舍をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真正に必要な宿舍数を精査し、宿舍が不足する場合には、借上宿舍により必要最小限の戸数を充当する。	1a	・22年度処分計画戸数5戸全ての売却を完了し、通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の繰上償還に要した費用のうち主務大臣が定める額を国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館と合わせて757万5千円）。
14	不要資産の国庫返納	勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	2a	・23年度処分計画戸数38戸も全て売却手続を完了し、国庫納付済（24年2月。国庫納付額は、394万5千円）。24年度以降3年間経過後全ての区分所有の保有宿舍100戸の処分を完了予定（24年度34戸、25年度33戸、26年度33戸）。
15	広尾センター	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。	2a	・勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館の入れ札を実施し、売却処分を行った（22年度に実施済）。
16	財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	1a	・通則法等の規定に基づき、当該財産の譲渡により生じた収入から、当該財産の繰上償還に要した費用のうち主務大臣が定める額を控除した額を国庫に納付済（23年6月。国庫納付額は、区分所有宿舍と合わせて757万5千円）。
17	施設整備資金	23年度以降実施	2a	・25年度の国庫納付及び中付合施設への機能移転について決定済（24年9月を目処に移転予定）。
			1a	・移転方針を策定し、広尾の閉鎖に向けた作業及び市ヶ谷における改修工事に着手済。
			1a	・財団法人日本国際協力センターは、研修監理業務等を受注することにより内部留保が形成されたという指摘も踏まえ、同業務等の受注事業に係る「受注単価」にかかる申請を取り下げ（税制上の優遇措置を返上）、申請により課税対象とされてきた19年度以降の高経事業に係る法人税等として3.3億円を内部留保から国庫等に納付した（23年2月）。
			2a	・23年度中に、広尾の機能移転、大塚の移転等に要する経費のうち基本的支出にかかると必要金額を精査した上で、適正な国庫納付額を算定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する（約15億円を国庫納付予定）。

28	人件費の見直し	ラス・ハイレース指数の低減	22年度から実施	ラス・ハイレース指数が高いため、勤務地固定職員及び職務固定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。	2a	・勤務地固定・職務固定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施中。 ・期中中期計画の最終年度（22年度）までの目標（地域・学歴構成（0.6））を22年度に達成済みであり、22年度も達成した（同106.5）。引き続き、職員構成の見直し、管理職割合の引き下げ等により、地域・学歴構成の対国家公務員指数の引き下げに努める。 平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に基づき国家公務員の給与見直しに関連して、必要な措置を講じた。
29		在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。	2b	・外部有識者で構成されるアドバンスセンターを設置し、22年度中に2回の検討会を開催した。 ・最終の検討会（平成23年7月26日開催）を踏まえ、国家公務員業務方式と独自方式との比較検討を行っている。運用コストも含めた両方式の比較検討に時間を要しているが、可能な限り早期に適切な見直しを行うべく、方針の取りまとめ中。
30	組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが委託してきた研修監理業務及び専門家を派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。	1a	・専門家を派遣支援業務を削減（23年4月）。 ・研修監理業務を削減（24年1月）。 ・これらの業務再整理、徹底した効率化により、23年度及び24年度予算合計で5.94億円を削減。
31		機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本館事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本館機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り削減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費削減を図る。	2a	・全体規模の縮減と業務運営効率化を図るべく広尾センター及び本部機能の一部の市ヶ谷施設への移転統合につき決定済。（24年9月を目途に移転予定）。
32	業務運営の効率化等	訓練所の業務の革新的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランテニア訓練・研修支援業務」については、本参加要件を見直し競争性を高めることにより、業務内容を見直し効率的に実施する。	2a	・締結済の「JICAボランテニア訓練・研修支援業務」委託契約の業務内容、特に訓練所での研修に関する業務について、機構職員、機構言語講師、業務委託先との間で調整している業務や役割分担の整理・調整を行い、23年度からの契約に反映させることとした。見直しの結果、23年度契約では駒ヶ根及び二本松の両訓練所に18名配置されている委託先スタッフのうち語学担当者の人員を削減し、23年度に専任化。 ・次回契約相手方を選定する24年度に向け、効率性と競争性を高めるため、業務内容及び入札参加要件の根本的見直しを24年度上期までに行う。

当機構が実施すべきとされた事項に関する見直し状況の表の見方について

<表の見方>

○「事務・事業」、「講ずべき措置」、「実施時期」及び「具体的内容」の欄は、基本方針の別表（当機構が実施すべきとされた事項）の当該欄の記述を転記したものです。

○「措置状況」の欄は、平成24年7月1日時点での実施状況について、以下の区分により整理しています。

1a・・・実施期限までに実施済み

1b・・・実施期限よりも遅れたが、平成24年7月1日時点では実施済み

2a・・・実施中

2b・・・実施期限よりも遅れており、未だ実施中

3・・・その他（実施時期が未到来）

※実施中の項目の中で、「一部措置済」と付されているものは、当該項目に含まれる取組のうち一部が終了していることを示しています。

○「措置内容・理由等」の欄は、平成24年7月1日時点での実施状況について、具体的内容を記載しています。

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社日本政策金融公庫が承継した旧国際協力銀行債券の残高は以下のとおりです。（平成 24 年 3 月 31 日時点）

なお、平成 23 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています（株式会社国際協力銀行は平成 24 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫から分離して設立されました）。

財投機関債	800,000,000,000 円
政府保証外債（ユーロドル債）	1,650,000,000.00 ドル
（グローバルドル債）	2,500,000,000.00 ドル
（ユーロユーロ債）	1,250,000,000.00 ユーロ